

市職員の

給与等の状況

室蘭市職員には、従事する職務に応じて給与が支給されます。
その内容は、基本となる給料と諸手当からなり、国や他の地方自治体の給料を考慮した上で、市議会の議決を経て条例で定められています。
室蘭市職員の給与等の状況をお知らせします。

《詳細》職員課
☎25-2236

●決算額に占める人件費の状況(令和4年度普通会計決算)

歳出総額 (A)	人件費 (B)	人件費比率 (B/A)	(参考) 令和3年度の 人件費比率
461億4,477万円	48億412万円	10.4パーセント	9.9パーセント

※「人件費」は、特別職（市長や副市長など）の分を含みます。また、共済費などの使用者負担分や退職手当も含む広い範囲の費用をいいます。

※「普通会計」とは、自治体間の財政状況を比較するために用いられる会計で、室蘭市の場合、一般会計と同じです。

●職員給与費の状況(令和4年度普通会計決算)

職員数 (C)	給 与 費				一人当たり給与費 (D/C)
	給 料	諸 手 当	期末・勤勉手当	計(D)	
512人	18億9,150万円	4億747万円	7億5,744万円	30億5,641万円	597万円

※「給与費」は、特別職や会計年度任用職員の分、共済費などの使用者負担分および退職手当を含みません。

●部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

区 分	職 員 数(人)		対前年 増減数	
	令和4年度	令和5年度		
一般行政部門	議 会	7	7	0
	総 務	85	84	▲1
	税 務	32	32	0
	民 生	79	80	1
	衛 生	46	46	0
	労 働	4	3	▲1
	農 林 水 産	4	4	0
	商 工	13	14	1
	土 木	73	72	▲1
	小 計	343	342	▲1
行特政部門別	教 育	34	35	1
	消 防	135	136	1
	小 計	169	171	2
会計部門等	病 院	531	535	4
	水 道	21	21	0
	下 水 道	13	13	0
	そ の 他	31	31	0
	小 計	596	600	4
合 計	1,108	1,113	5	

※「区分」の名称は、国の調査分類に従っています。

※「職員数」には、特別職は含みません。

●級別職員構成比の状況(一般行政職)

(各年4月1日現在)

区分	標準的な 職務内容	構成比(パーセント)	
		令和4年度	令和5年度
7級	部長・部次長	3.9	3.9
6級	課長	20.4	20.4
5級	課長・課長補佐	4.5	3.9
4級	係長	26.6	25.7
3級	主任	27.2	30.5
2級	主事・技師	10.5	10.2
1級	主事補・技師補	6.9	5.4
計		100.0	100.0

※一般行政職は、企業職（病院・水道職員）を除く職員の中で、最も職員構成比が高い職種です。

●初任給の状況(一般行政職)

(令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	
	室 蘭 市	国
大学卒	185,200円	(総合職)198,500円 (一般職)185,200円
高校卒	154,600円	154,600円

●平均年齢と平均給料月額(一般行政職)

(令和5年4月1日現在)

	室 蘭 市	国
平均年齢	42.2歳	42.4歳
平均給料月額	318,300円	322,487円

●経験年数別平均給料月額状況(一般行政職)

(令和5年4月1日現在)

区分	経験年数				
	10～14年	15～19年	20～24年	25～29年	30～34年
大学卒	270,500円	326,900円	367,300円	397,900円	411,900円
高校卒	229,500円	282,400円	303,800円	353,000円	370,500円

※「初任給の状況(一般行政職)」・「平均年齢と平均給料月額(一般行政職)」(2ページに掲載)、「経験年数別平均給料月額(一般行政職)」については、令和5年11月に行われた国の給与改定に準じ、本市でも令和5年4月1日に遡及して給与改定を行いました。国の公表値に合わせ、改定前の数値としています。

●職員手当の状況

(令和5年4月1日現在)

区分	内 容	区分	内 容														
扶養手当	○配偶者 6,500円	期末・勤勉手当	○令和4年度支給割合														
	○扶養親族(配偶者を除く) 子1人につき 10,000円 父母等1人につき 6,500円 ※子の年齢が満16歳の年度から満22歳の年度までは、子1人につき5,000円加算。		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.200月分</td> <td>0.95月分</td> <td>2.150月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.200月分</td> <td>1.05月分</td> <td>2.250月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.40月分</td> <td>2.00月分</td> <td>4.40月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(職務の級により加算措置あり)</p>		期末手当	勤勉手当	計	6月期	1.200月分	0.95月分	2.150月分	12月期	1.200月分	1.05月分	2.250月分	計	2.40月分
	期末手当	勤勉手当	計														
6月期	1.200月分	0.95月分	2.150月分														
12月期	1.200月分	1.05月分	2.250月分														
計	2.40月分	2.00月分	4.40月分														
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の者に限る	寒冷地手当	○世帯主である職員 扶養親族有り 22,540円 扶養親族無し 12,860円														
	○交通機関を利用する場合 運賃の金額45,000円までは全額、それを超えるときは、運賃の金額に応じて50,000円を限度		○上記以外の職員 8,600円 ※11月から3月までの間支給。														
管理職手当	○交通用具を使用する場合 通勤距離に応じて4,200円から24,400円	手当居	○借家・借間(家賃が11,000円超の者に限る) 家賃に応じて100円から28,000円														
	○課長補佐職以上の管理職が対象 部長職 66,400円 部次長職 59,700円 課長職 51,900円 課長補佐職 42,700円	その他の手当	○時間外勤務手当 勤務時間外に勤務した場合に支給 ○特殊勤務手当 危険な業務など、特殊業務に従事した場合に支給 ○宿日直手当 宿直または日直勤務をした場合に支給														

●退職手当の支給率と1人あたり平均支給額の状況

(令和5年4月1日現在)

区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度額	1人あたり平均支給額
自己都合	室蘭市 19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分	2,128千円
	国 19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分	
定年	室蘭市 24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分	17,863千円
	国 24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分	

※「退職手当」は、退職時の給料に勤続年数と退職理由に応じて定められた支給率を乗じて算出する基本額のほかに、在職期間中の職員区分に応じて算出される調整額が支給されます。また、退職手当の1人あたり平均支給額は、令和4年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

●特別職(市長・副市長)の給料月額の状況

(令和5年4月1日現在)

市 長	副 市 長
855,000円	702,000円

※平成15年7月から、定められた支給額から10パーセント削減しています。

※期末手当の令和4年度支給割合は、年間4.40月分です。平成15年12月期から10パーセント削減した給料をもとに計算しています。

※寒冷地手当は、一般行政職と同様の基準で支給しています。

●市議会議員の報酬額の状況

(令和5年4月1日現在)

議 長	副 議 長	議 員
480,000円	450,000円	415,000円

※期末手当の令和4年度支給割合は、年間4.40月分です。

